

企画競争説明書

業務名称：コンゴ民主共和国マタディ港改良計画準備調査

調達管理番号：20a01021

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年2月3日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年2月3日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：コンゴ民主共和国マタディ港改良計画準備調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年5月 ～ 2022年4月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当

1) 2021年度末 (2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

担当者: 【契約第一課 伊波千奈都 Iha.Chinatsu@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部運輸交通グループ第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の
者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定
する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認する
ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての
社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契
約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年2月15日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として
お断りしています。

(3) 回答方法：2021年2月19日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年2月26日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月25日版）」を参照願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）

自然条件調査（土質調査及び地形測量）（現地再委託経費）

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 (CDF 1) = 0.053240 円
 - b) US\$ 1 = 103.896000 円
 - c) EUR 1 = 125.999000 円
- 5) その他留意事項
 - a) 本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (QCBS 方式対応版)」（2020年4月）の「表4：紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。
 - b) マタディにおける宿泊については、安全管理対策上の理由から当機構が宿泊先を指定する (Vivi Palace Hotel) こととしているため、宿泊料については、一律 15,800 円／泊として計上してください。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／港湾施設計画
- b) ヤード舗装設計／自然条件調査
- c) 機材計画／積算

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 12 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2

位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年3月12日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力

- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が

実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとも

に、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：港湾整備に係る各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／港湾施設計画
- ヤード舗装設計／自然条件調査
- 機材計画／積算

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／港湾施設計画）】

- a) 類似業務経験の分野：港湾施設計画に係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：コンゴ民主共和国及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 ヤード舗装設計／自然条件調査】

- a) 類似業務経験の分野：舗装設計に係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

【業務従事者：担当分野 機材計画／積算】

- a) 類似業務経験の分野：コンテナ管理機材に係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：コンゴ民主共和国及び全世界
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ

ん。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(30)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／港湾施設計画</u>	(30)	(12)
ア) 類似業務の経験	12	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(12)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	6
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>ヤード舗装設計／自然条件調査</u>	(15)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	5	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>機材計画／積算</u>	(15)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「コンゴ民主共和国マタディ港改良計画準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

コンゴ民主共和国は、国土面積は約234万km²（我が国の約6倍）、人口は約8,407万人（2018年、世界銀行）、一人あたりGNIは520米ドル（2019年、世界銀行）の後発開発途上国である。当国においては、長年の政情不安や過去の内戦等を背景に、インフラの未整備及び老朽化が深刻な課題となっている。特に、当国は広大な国土を有する一方、都市間の輸送網は限定的であり、かつ施工後長年に亘り十分な改修がなされておらず、運輸インフラの整備・維持管理の不足が社会・経済発展における阻害要因となっている。そのため、当国政府は、国家開発戦略計画（2019-2024）の重点分野として「インフラ整備」を掲げ、その一環として既存インフラの改修・保全に取り組む方針である。

当国の中央コンゴ州に位置するマタディ市のマタディ港は、輸入貨物の約4割が荷揚げされる国内最大の河川港で、キンシャサ等の同国西部と国際航路を繋ぐ主要港である。そのため、国内物流を維持する上でマタディ港の担う役割は不可欠である。マタディ港には運輸港湾公社（Société Commerciale des Transports et des Ports。以下、「SCTP」という。）と民営（Matadi Gateway Terminal。以下、「MGT」という。）の2つのコンテナターミナルがあり、コンテナの総取扱量は、2016年から2017年にかけて一時落ち込んだが、2018年は対前年度11%増（15万TEU、内SCTP5.8万TEU）と大幅に回復し、2019年には18%増（18万TEU、内SCTP6.4万TEU）となり、過去最高の取扱量を記録した。当国のGDP成長率を踏まえた需要予測に鑑みれば、将来のコンテナ取扱の需要の更なる増加が見込まれる。

しかしながら、1930年代に建設されたSCTPコンテナヤードの舗装は大型荷役機械の走行により劣化し、水たまりも多数発生しているため、コンテナの蔵置可能なスペースの減少により蔵置能力が低下しており、荷役機械の走行に支障をきたしている。加えて、同コンテナターミナルの効率的な荷役作業に必須となるターミナルオペレーションシステム（以下、「TOS」という。）が未導入のため、荷役効率が低下している。以上から、コンテナヤードの舗装の改良とTOSの導入によるコンテナターミナルの荷役作業の効率化が喫緊の課題となっている。マタディ港改良計画（以下、「本事業」という。）は、当国経済において重要性の高いマタディ港のコンテナ取扱容量の増大による物流の安定性向上を目指しており、上述の国家計画の実現に資するものである。

第3条 事業の概要

(1) 目標：

本事業はマタディ港SCTPコンテナターミナルのコンテナヤード舗装の改良とTOSの導入により、コンテナヤードにおけるコンテナ蔵置スペースの回復、安全性の向上、並びに荷役作業の効率化を図り、もってコンテナ需要が拡大するマタディ港のコンテナ取扱容量向上に寄与するもの。

(2) 概要：

【施設】コンテナヤード（約5.1ha）

【機材】ターミナルオペレーションシステム（TOS）

(3) 対象地域（サイト）：中央コンゴ州マタディ

(4) 実施機関：運輸港湾公社（SCTP）

第4条 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

第5条 実施方針及び留意事項

(1) 先行調査を踏まえた調査の実施

本案件については、「マタディ港にかかる情報収集・確認調査」（以下、「情報収集・確認調査」という。）が2020年1月に実施されており、無償資金協力事業としての案件実施の妥当性の確認、事業範囲のオプションの提案、およびその事業費の想定がなされている。今回の協力準備調査においては、その調査結果を十分踏まえるとともに、重複のない効率的な調査を行う。²

(2) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（OD）、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（DOD）の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、JICAから全体取りまとめの調査団員（総括）を参加させることを想定している。

(3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策

² コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載する。なお、本企画競争説明書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案する。

定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で日本側関係者が出席してJICAが開催する会議に参加し、または会議を開催して、随時関係者と内容を確認・協議する。

(4) 物流ネットワークでのマタディ港の位置付けのレビュー

マタディ港の整備を検討する上で、コンゴ民主共和国における物流ネットワークでの位置づけをレビューすることは重要である。マタディ港に影響を及ぼすものとして、バナナ港開発計画、ブラザビル～キンシャサ橋梁計画がある。現時点ではその具体的な事業計画は明確ではなく、早急に実施される状況ではないが、将来的なマタディ港の位置付けには大きな影響を及ぼすことが想定される。そのため、これら計画の動向の把握につとめる。また、マタディ港のもうひとつの民営コンテナターミナル(MGT)にも拡張計画があるとのことであり、これについてもその動向を把握するとともに、現在及び将来のターミナルの役割分担を確認する。

(5) コンテナヤード用地の耐荷支持力の確認

コンテナヤードに隣接するエプロン部分は鉄骨構造体であるが、コンテナヤードは元来あった土地の上に造成されている。コンテナヤードが損傷してしまった原因を検討し、十分な耐荷支持力が得られるように確認する。

(6) 荷役業務に支障がない施工計画の検討

本事業の実施にあたっては、荷役作業が実施されている中での施工となる。そのため、荷役作業に極力支障が生じないような施工計画(安全配慮も含む)を検討するとともに、施工段階ごとの荷役運用計画案を策定し、実施機関と協議する。

(7) TOSの要件定義の検討

TOS(Terminal Operation System)の導入にあたっては既存製品をカスタマイズすることになる。本調査においては、導入可能性のある既存製品を念頭におきつつ、荷役状況との適合、実施機関である運輸港湾公社(SCTP)の要望等を勘案して適切な要件定義となるようにする。また、必要に応じてTOSに合わせて荷役業務フローを変更する可能性もある。要件定義が不十分であると、実施段階(入札図書作成段階)での業務の手戻りや事業費の上振れが生じることとなり多大な影響を及ぼすことから、実施機関側と十分な意見交換を行い、重大な変更が発生しないように取りまとめる。

なお、TOS導入後の維持管理経費(納入先との維持管理契約の必要性も含む)についてSCTPと十分に協議を行うとともに、後年度負担を抑制する観点から十分な検討を行う。

(8) ソフトコンポーネントの検討

施設完成後の円滑な荷役作業実施のために、TOSを有効に活用することが必要である。そのためTOSの活用に係るソフトコンポーネントを検討する。

(9) 環境社会配慮

本事業は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布、以下、「JICA環境ガイドライン」)に掲げる港湾セクターのうち大規模なものに該当せず、環境へ望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため「カテゴリB」に分類さ

れている。

本事業はすでに開発されている港湾エリア内での事業であり、既存のコンテナヤードの改良であることから環境や社会に対して大きな負荷をかけることはないと思定されるが、重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画の作成にかかる情報収集を行う。

なお、JICA環境ガイドラインでは、3.1.2の5. で現地調査の実施が求められているが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴いやむを得ず遠隔調査/オンライン協議となった場合には、JICA環境ガイドラインに沿った対応として以下のとおり進める。

- 環境社会配慮について、環境社会配慮団員が既存のデータ、文献、現地の写真・動画等を遠隔で確認し、関係者にはオンラインインタビューを実施する。
- 環境社会配慮団員が現地踏査なしでも出来る限り現況が把握できるよう、現地ローカルコンサルタントの備上により、環境社会配慮団員の指示を踏まえて現況のデータ・写真・動画等を収集する。

(10) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA建設工事等安全管理ガイダンス」（2014年9月）（以下、「工事等安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、コンゴ民主共和国での最近の既往調査報告書等やJICAコンゴ民主共和国事務所から当国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、工事等安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したコンゴ民主共和国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりコンゴ民主共和国の他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてコンゴ民主共和国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICAコンゴ民主共和国事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点でJICAコンゴ民主共和国事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について同事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。

(11) 内部照査の実施

設計内容の正確性と成果品の品質を確保するために、概略設計にかかる内部照査を行うものとする。コンサルタントは配布資料（「内部照査について」）に沿って、チェックリスト（サンプル）も参照しつつ、照査項目を検討し、チェックリスト方式で作成する。³

照査計画および照査項目の詳細（主な内容）については、業務計画書に記載の上、JICAに提示する。⁴

³ プロポーザルでは照査計画の実施方針および体制・照査項目を提案すること。

⁴ なお、プロポーザルでは、概略設計と詳細設計における照査の関連性を念頭に置き、詳細設計段階で想定される照査項目についても併せて作成、提案する。

第6条 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

マタディ港に係る現状については「情報収集・確認調査」において調査されている事項であるが、同調査後の状況変化がないかを確認するとともに、以下をはじめとする各種データを入手しアップデートする。また、同調査後の状況や傾向の変化について確認する。

- ・貨物取扱量・品目（輸入、輸出）
- ・船舶寄港数（コンテナ船、バルク貨物船等）
- ・荷役状況（使用機材、効率、要員配置、滞留日数等）
- ・通関状況（所要日数等）
- ・その他

なお、マタディ港はSCTP運営のターミナル（本事業対象）と民営のMGTの2つのターミナルが存在していることから、上記の情報収集はSCTP運営のターミナルを中心に行うものの、MGTについても極力情報収集を行い、マタディ港の全容がわかるようにする。

(4) 事業の実施体制の確認

事業実施機関であるSCTPの組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

また、維持管理部門に関して維持管理を行うのに必要な人的体制、技術力、財務力を具えているか確認する。

(5) 自然条件調査（現地再委託可）

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、建設予定地及びその周辺において別紙1に示す自然条件調査を行う。調査の実施にあたっては、直営あるいは再委託により実施することを予定している。⁵

なお、実施にあたっては、必要な精度が確保されるよう管理がなされていることやサンプルや記録が記録・保管されていることを確認する。特に再委託調査で現地での立ち合いを行わない場合については品質を確保するための方策（事前の確認、遠隔監視等）を予め定めた上で実施する。調査結果の分析・解析にあたっては、再委託先から提出されたデータ間に齟齬がないか、特異なデータがあればそれは何を意味するの

⁵ コンサルタントが必要であると判断する自然条件調査が考えられる場合は、プロポーザルで提案すること。

か等十分に検討し、設計の基礎として信頼できるものであることを確認する。

(6) 環境社会配慮

「JICA環境ガイドライン」に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領（2019年11月）」に基づくこととする。また、相手国等との協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン（2010年4月）〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- 1) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集を含む。)
- 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - a) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - b) JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
 - c) 関係機関の役割
- 3) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施
- 4) 影響の予測
- 5) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討
- 6) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- 7) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー分析の実施と協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等)

(7) ジェンダーに関する情報収集

本事業は「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」と分類されており、以下について情報収集を行う。

- 1) コンゴ民主共和国の港湾分野の法制度、政策、方針等におけるジェンダー関連事項
- 2) 港湾分野における他ドナーの支援におけるジェンダー視点

なお、計画策定においては、以下を念頭に可能な範囲で対応することに留意する。

- 女性が抱える課題(安全性、利用のしやすさ)等につき確認の上、方策(施設仕様への反映等)を含める。
- 港湾の運営について、カウンターパート機関及び運営事業体の職員や技術者・オペレーター等、女性の雇用及び育成促進の方策検討(一般的には、クレーンオペレーター等は女性の活躍促進が進みつつある職種)

(8) 気候変動影響調査

マタディ港が面するコンゴ川において、気候変動に起因する増水、氾濫等が予想される場合、本事業においてそれらの影響を回避・最小化する適切な対策を講じること

で、気候変動対策（適応策）に資する可能性がある。

そのため配布資料「JICA気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）／適応策」p67～p69の「港湾の気候リスクの概要・考え方」等を参照の上、可能な範囲で、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、気候リスクが存在すると評価される場合、具体的な適応オプションを検討する。

（9）港湾セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認、
港湾及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。

施工計画・積算の必要精度を確保するため、SCTPをはじめとする関連機関と十分な協議・調整を行い、施工の条件（作業可能時間、既存岸壁での荷役等業務への影響軽減等）を確認・整理する。

（10）現況確認、各種教訓の確認

コンテナヤード舗装を検討するに当たり、既存コンテナヤードの状況、自然条件等を確認する。また、SCTPが実施した類似事業があれば、設計時、応札時、施工時、維持管理のそれぞれの時点での課題、問題点、及び解決方法等について情報収集を実施し、これらの情報を計画に反映させる。

（11）他ドナーの活動の確認

他ドナーによる活動の有無やその内容について確認する。また、他ドナーによる活動が本事業に影響を及ぼす可能性がある場合は、その対応を検討する。

（12）調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクター（サブコン）の技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地施工業者等から情報を入手した後、必要な調査を効率的に行う。また、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

（13）事業内容の計画策定

上記（3）～（12）の調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1）計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2）基本計画

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

なお、コンテナヤード舗装設計に関しては、自然条件調査等を元にしつつ施工および維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 仮設計画
- ・ 実施工程

なお、施工計画の検討にあたっては、必要となる仮設構造物、荷役作業等への影響評価、影響軽減対策、降雨対策についても検討する。また、想定している仮設構造物（任意仮設、指定仮設）についても記載する。

また、施工監理計画では、概略設計に基づく施工監理方針、施工監理体制、施工監理方法（安全、品質、工程管理（含む工事品質管理会議の開催提案））等を記載する。

5) 機材調達計画

- ・ 機材計画（仕様等）
- ・ 調達事情調査（調達先、代理店の有無等）
- ・ 配置場所
- ・ 機材調達後の維持管理計画・経費（維持管理契約の必要性も含む）
- ・ 実施工程
- ・ 機材の輸送経路、通関手続き、保険

なお、実施工程の検討にあたっては、システムのテスト運用、試用期間、稼働判定会議の時期等、その全体工程を明らかにすること。

6) ソフトコンポーネント計画

SCTPと協議の上、TOSの活用、維持管理に係る支援（ソフトコンポーネント）の必要性を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。ソフトコンポーネント計画の内容はDOD時に先方と概ね合意を得て議事録に記載する。

「ソフトコンポーネント・ガイドライン」については、以下を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq00001t6gnl-att/soft_202011.pdf

（14）相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、仮設コンテナヤード用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、支障物件の移設、荷役業務規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計（DD）時にさらに精査・更新されていくものである。

(15) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地JICAコンゴ民主共和国事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、発注者（コンゴ民主共和国事務所も含む）へ提出する。

(16) 事業の維持管理計画策定

本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース、技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及びプロジェクトの維持管理費、更新費用を検討する。

特に、TOSに関する維持管理計画（納入先との維持管理契約の必要性も含む）について、十分な検討を行う。

(17) 事業及び協力対象事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上でJICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

なお、機材に係る精度は入札に対応できる精度を確保することとする。

1) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの補完編、機材編及び追補編を参照する。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(18) 協力対象事業実施にあたっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(19) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(20) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

なお、事業効果の継続的な発現に向けて、ソフトコンポーネントとして適切とされている期間・規模を超える対応が必要と考えられる場合には、JICAと対応を協議する。

(21) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

本事業については、定量的指標として、①コンテナ蔵置スロット（TEU）、②年間コンテナ貨物量（TEU/年）、③コンテナヤード内コンテナの滞留日数（日）を想定しているが、本調査の結果より適切な定量指標があれば提案する。

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

(22) 準備調査報告書（案）の作成

本調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容についてJICAと協議する。

(23) 事業概要の本邦企業への説明

JICAはDOD調査前に本調査の対象事業への応札を検討する本邦企業（OCAJI等の関連業界団体を含む）に対し、事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事項といった、事業実施に重要なポイントを説明する事業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会において調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応をJICAと協議し、調査結果に反映させる。

(24) 準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書（案）をコンゴ民主共和国関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(25) 準備調査報告書等の作成

コンゴ民主共和国関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品等を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 機材仕様書
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集
- 5) 進捗報告書（Project Monitoring Report: PMR）の初版
- 6) 照査チェックリスト
- 7) 免税情報シート

第7条 報告書等⁶

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、（5）から（11）を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。また、（1）～（4）及び（12）については電子データでの提出も可とする。

- | | |
|-----------------------------------|--|
| （1）業務計画書 | ：和文3部 |
| （2）インセプション・レポート | ：和文3部
：仏文3部 |
| （3）現地調査結果概要 | ：和文3部 |
| （4）準備調査報告書（案） | ：和文3部
：仏文3部 |
| （5）概略事業費（無償）積算内訳書 | ：和文2部 |
| （6）機材仕様書 | ：和文2部 |
| （7）概要資料（※完成予想図を含む） | ：和文1部 |
| （8）準備調査報告書 | ：和文（製本版） 9部及び CD-R 2枚 |
| （※完成予想図を含む） | ：仏文（製本版） 8部及びCD-R 2枚
和文（先行公開版）2部及びCD-R 1枚 |
| （9）デジタル画像集 | ：CD-R 2枚（デジタル画像40枚程度） |
| （10）Project Monitoring Report の初版 | ：仏文 CD-R 1枚 |
| （11）照査チェックリスト | |
| （12）免税情報シート | |

⁶ 注1）（1）業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2）（5）については設計・積算マニュアル補完編・機材編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。

注3）準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公開版）を作成する。

注4）報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2014年11月）を参照する。

注5）特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

コンゴ民主共和国 マタディ港改良計画準備調査
にかかると自然条件調査等仕様書

1. 目的

自然条件調査等は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件、環境状況を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本事業により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査等は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 土質調査

調査目的	: コンテナヤード舗装設計に必要な土質の状況を把握する
調査位置	: コンテナヤード予定地及び仮設コンテナヤード用地 (調査深さ-20m~-30m×6ヶ所)
調査内容	: ボーリング、標準貫入試験、CBR試験、土質試験等 なお、ボーリング時に地下水位のデータもとる。 また、既存地盤の施工状況を確認するため、必要に応じて2ヶ所程度で試掘を行う。
実施方法	: 直営または現地再委託
成果品	: 土質調査報告書(明瞭な図を準備調査報告書に掲載する)

(2) 地形測量

調査目的	: コンテナヤード予定地及び仮設コンテナヤード用地の地形情報を把握する
調査位置	: コンテナヤード予定地(約5.1ha)及び仮設コンテナヤード用地(約1.3ha)
調査内容	: 平面、水準等の各種測量
実施方法	: 直営または現地再委託
成果品	: 地形図(明瞭な図を準備調査報告書に掲載する)

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年6月上旬より第1次現地調査を行い、その後の国内解析（積算審査に要する期間含む）を行い、2022年1月中旬に第2次現地調査（報告書案説明）を実施することを想定する。2022年2月上旬までに概要資料、2022年4月28日までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 21 人月（M/M）（現地：10M/M、国内11M/M）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／港湾施設計画（2号）
- ② ヤード舗装設計／自然条件調査（3号）
- ③ 荷役状況調査
- ④ 機材計画／積算（3号）
- ⑤ 環境社会配慮
- ⑥ 施工計画／積算
- ⑦ 設計照査
- ⑧ 通訳（仏語）

注）業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。なお、これら調査については別見積もりとする。

1) 自然条件調査（土質調査及び地形測量）

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。

(4) 配布資料／閲覧資料等
プロポーザル作成にあたり、以下の配布資料等を参考とすること。1) については、社会基盤部運輸交通グループ第二チーム(03-5226-8126)において貸与する。

1) 配布資料

- ① コンゴ民主共和国マタディ港にかかる情報収集・確認調査 現地調査結果報告書(2020年2月)
- ② 当初要請書(2018年12月)
注)「情報収集・確認調査」の結果、当初要請書の内容での実施とはならない。上記①の報告書を参照。
- ③ 情報収集・確認調査結果に係るSCTP同意文書(2020年8月)
- ④ 「環境社会配慮 カテゴリB 報告書執筆要領(2019年11月)」
- ⑤ 内部照査について
- ⑥ 照査チェックリストサンプル(道路、港湾)
- ⑦ 免税情報シート(2018年9月)

2) 公開資料

- ① JICA気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)／適応策
https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html

(5) JICAからの参加団員の構成と現地調査行程(案)

1) 第1回現地調査

- ① 団員構成:総括
- ② 調査行程:約10日間
- ③ 目的:相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針および無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

2) 第2回現地調査(概要説明)

- ① 団員構成:総括
- ② 調査行程:約10日間
- ③ 目的:準備調査報告書(案)について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(6) その他留意事項

1) 安全管理

現地業務に先立ち「JICA安全対策概要」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。渡航計画をJICAに提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAコンゴ民主共和国日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、(特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し)現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、本調査で特に求められる安全管理に係る事項は以下のとおり。

- ① 緊急退避に備えて、コンゴ共和国の査証を本邦で事前に取得すること。
- ② 医療面での緊急対応に備えて、キンシャサに到着した後、キンシャサ医療センター（CMK）の救急医療センター（CPU）への登録を行うこと（US\$50/人/月）。
- ③ キンシャサ市内における宿泊ホテルは、原則として治安上問題のないゴンベ地区（東部及びデモルトとなる11月24日通り沿いを除く）及びキンタンボ東部地区に限定する。
- ④ マタディ市内における宿泊ホテルは、安全管理対策上の理由からVivi Palace Hotelとする。

2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。